

【国民健康保険税】～子育て世帯の方へ～

産前産後期間の国保税軽減制度のお知らせ

○軽減の対象者

国民健康保険の被保険者で

「**出産※**」をされる方の保険税の一部が軽減されます。

※出産とは妊娠85日(4ヶ月)以上の分娩を言います。

出産・死産・流産・早産・人工妊娠中絶などを問わず、軽減の対象となります。

※出産をする本人=母親の分の保険税の一部が減免されます。

○軽減割合と軽減対象期間

以下の期間に該当する月数分の所得割および均等割保険税が軽減されます。

<単胎の方> 出産予定日または出産日が属する月の1ヶ月前から**4ヶ月間分**

3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	出産(予定)月	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
軽減対象期間(4ヶ月間)						

<多胎の方> 出産予定日または出産日が属する月の3ヶ月前から**6ヶ月間分**

3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	出産(予定)月	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後
軽減対象期間(6ヶ月間)						

○申請手続き

- ・申請は**出産予定日の6ヶ月前**から保険健康課・市民生活推進課で行うことができます。
※軽減申請は、出産後、生まれた子の国保の加入手続きの際でよいです。
- ・申請に来られる方の**身分証**および生まれる子の**母子健康手帳**を持参してください。
※出産予定日が確認できるもの。出産後に届出の場合は、親子関係を明らかにできる書類。
※多胎の方は、**妊娠中の子ども全員分**の母子手帳を持参ください。
- ・詳しくは下記までお問い合わせください。

【お問合せ先】

国民健康保険税の制度の詳細は、臼杵市ホームページをご覧ください。



臼杵市ホームページ
(国民健康保険税)

◇国民健康保険税についてのお問合せ

臼杵市役所 税務課 市税グループ (9番窓口 TEL:0972-63-1111 (内線4004))

◇国民健康保険の資格(加入・脱退など)についてのお問合せ

臼杵市役所 保険健康課 国保年金グループ (13番窓口 TEL:0972-63-1111 (内線1145))

※各種申請・手続きは、野津庁舎 市民生活推進課窓口でも受け付けています。